

調査表4-1

市区町村別集計項目(推進体制等)

静岡県	
市区町村数	35

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)								
		担当課(室)名	所属事務所掌	府内の連絡会議	の有無	の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無				
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況			
							18	26	13		35							
22	100	静岡市	男女共同参画・人権政策課	1	1	1	1	1	静岡市男女共同参画推進条例	2003年4月1日	2003年4月1日		第4次静岡市男女共同参画行動計画	2023年4月	~	2031年3月	1	1
22	130	浜松市	UD・男女共同参画課	1	1	1	1	1	浜松市男女共同参画推進条例	2002年12月17日	2003年4月1日		第4次浜松市男女共同参画基本計画	2025年4月1日	~	2030年3月31日	1	1
22	203	沼津市	地域自治課	1	2	1	1	1	沼津市男女共同参画推進条例	2008年3月21日	2008年4月1日		第5次沼津市男女共同参画基本計画	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1
22	205	熱海市	市民協働推進室	1	2	2	1	1	熱海市男女共同参画推進条例	2002年12月24日	2002年12月24日		第2次熱海市男女共同参画推進計画	2023年4月1日	~	2033年3月31日	1	1
22	206	三島市	政策企画課	1	2	2	1				4	三島市男女共同参画プラン(みしまアクションプラン・パート4)	2021年4月	~	2026年3月	1	1	
22	207	富士宮市	市民交流課女性が輝くまちづくり推進室	1	2	1	1	1	富士宮市男女共同参画推進条例	2004年3月23日	2004年4月1日		第3次富士宮市男女共同参画プラン後期実施計画	2021年4月	~	2026年3月	1	1
22	208	伊東市	市民課	1	2	1	1				4	第3次伊東市男女共同参画あすを奏でるハーモニープラン	2021年4月1日	~	2027年3月31日	1	1	
22	209	島田市	市民協働課	1	2	1	1	1	島田市男女共同参画推進条例	2007年6月28日	2007年7月30日		第4次島田市男女共同参画行動計画	2024年4月	~	2029年3月	1	1
22	210	富士市	男女共同参画室	1	1	1	1	1	富士市男女共同参画条例	2004年3月23日	2004年4月1日		第4次富士市男女共同参画プラン	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
22	211	磐田市	自治デザイン課 ダイバーシティ推進室	1	2	2	1	1	磐田市男女共同参画推進条例	2005年12月22日	2006年4月1日		第3次磐田市男女共同参画プラン	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
22	212	焼津市	協働推進課	1	2	1	1				4	第4次焼津市男女共同参画プラン	2024年4月	~	2029年3月	1	1	
22	213	掛川市	企画政策課ダイバーシティ戦略室	1	2	1	1	1	掛川市男女共同参画条例	2006年4月1日	2006年4月1日		第4次掛川市男女共同参画行動計画	2022年4月	~	2027年3月	1	1
22	214	藤枝市	男女共同参画・多文化共生課	1	1	2	1	1	藤枝市男女共同参画推進条例	2007年12月21日	2008年4月1日		藤枝市男女共同参画第4次行動計画	2022年4月	~	2027年3月	1	1
22	215	御殿場市	市民協働課	1	2	1	1	1	御殿場市男女共同参画推進条例	2008年12月26日	2008年12月26日		御殿場市男女共同参画計画「第5次レインボープラン御殿場」	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
22	216	袋井市	協働まちづくり課コミュニティ推進室	1	2	1	1	1	袋井市男女共同参画推進条例	2011年6月30日	2011年7月1日		第4次袋井市男女共同参画推進プラン	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1
22	219	下田市	企画課	1	2	1	1				4	第3次下田市男女共同参画推進プラン	2019年4月	~	2029年3月	1	1	
22	220	裾野市	自治振興課	1	2	2	1				4	裾野市男女共同参画プラン はじめのいつぽんⅣ	2024年4月	~	2032年3月	1	1	
22	221	湖西市	市民課	1	2	1	1	1	湖西市男女共同参画推進条例	2014年12月22日	2015年4月1日		第4次湖西市男女共同参画推進計画	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1
22	222	伊豆市	地域づくり課	1	2	2	2				4	伊豆市男女共同参画プラン	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1	
22	223	御前崎市	企画政策課協働推進室	1	2	1	1				4	第3次御前崎市男女共同参画行動計画	2018年4月	~	2026年3月	1	1	
22	224	菊川市	地域支援課	1	2	1	1				4	第4次菊川市男女共同参画プラン	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1	
22	225	伊豆の国市	企画課	1	2	2	2				4	第4次伊豆の国市男女共同参画基本プラン	2023年4月1日	~	2027年3月31日	1	1	

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)									
		担当課(室)名	所属			府内の連絡会議	の有無	問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間		問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況		
													問4-1 有						
22	226 牧之原市	地域振興課	1	2	1	1					4	第1次牧之原市男女共同参画推進計画	2024年4月	~	2029年3月	1	1		
22	301 東伊豆町	教育委員会事務局	2	2	2	2					4	輝いて ひがしいず	2006年	~		2	1		
22	302 河津町	企画調整課	1	2	2	2					4	河津町第2次男女共同参画計画	2021年4月1日	~	2026年3月31日	2	1		
22	304 南伊豆町	企画課	1	2	2	2					4	南伊豆町男女共同参画プラン	2003年4月	~		2	1		
22	305 松崎町	教育委員会事務局	2	2	2	2					4	松崎町男女共同参画プラン	2023年4月	~	2028年3月	1	1		
22	306 西伊豆町	教育委員会事務局	2	2	2	2					4	第2次 西伊豆町男女共同参画推進プラン	2024年4月	~	2029年3月	1	1		
22	325 函南町	生涯学習課	2	2	2	2					4	第2次函南町男女共同参画計画(改訂版)	2022年4月	~	2027年3月	2	1		
22	636 清水町	産業観光課	1	2	2	1					4	第3次清水町男女共同参画計画	2022年4月	~	2032年3月	1	1		
22	342 長泉町	生涯学習課	2	2	2	1					4	第3次長泉町男女共同参画プラン	2023年4月	~	2033年3月	1	1		
22	344 小山町	生涯学習課	2	2	2	1					4	第5次小山町男女共同参画社会づくり行動計画	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1		
22	424 吉田町	企画課	1	2	1	1					4	第5次吉田町男女共同参画プラン	2025年4月1日	~	2029年3月31日	1	1		
22	429 川根本町	経営戦略課	1	2	1	1					4	第3次川根本町男女共同参画プラン	2023年4月	~	2028年3月	1	1		
22	345 森町	社会教育課	2	2	2	2					4	森町男女共同参画計画	2016年4月	~	2026年3月	1	1		

<選択肢回答>

所属
1 首長部局
2 教育委員会

庁内連絡会議
1 有
2 無

事務所掌
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない

諮問機関
1 有
2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2025年度中(2026年3月末)までの制定を目指し検討中
- 2 2026年度以降の制定を目指し検討中
- 3 その他
- 4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
 - 2 一体でない
- 計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)
- 1 単独計画として策定
 - 2 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 2 策定予定無

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

静岡県

都道府県コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)							問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体				
		問6-1		問6-4 所在地等							施設管理		事業運営		
		名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者
		6							0	6	3	3	0	3	1
22 100	静岡市	静岡市女性会館	アイセル21	420-0865	静岡県静岡市葵区東草深町3番18号	054-248-7330	054-246-7833	https://aichel21.jp	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	
22 130	浜松市	浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター	あいホール	433-8123	静岡県浜松市中央区幸三丁目3番1号	053-412-0351	053-412-0377	https://www.ai-hall.com	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>
22 203	沼津市														
22 205	熱海市														
22 206	三島市														
22 207	富士宮市	富士宮市男女共同参画センター		418-0005	静岡県富士宮市宮原7番地の1	0544-22-0341	0544-22-0326	https://www.city.fujinomiya.lg.jp/1023150000/p000733.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	
22 208	伊東市														
22 209	島田市														
22 210	富士市	富士市男女共同参画センター		416-8558	静岡県富士市本市場432-1 フィランセ西館3階	0545-64-9017	0545-64-9017	https://www.city.fuji.shizukajp/1015130000/p001425.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	
22 211	磐田市	磐田市男女共同参画センター	ともりあ	438-0086	静岡県磐田市見付2989-3(ワーカピア磐田1階)	0538-36-1890	0538-31-2130	https://www.city.iwata.shizukajp/kurashi_tetsuzuki/chiiki_kouryuu/danjokyoudou/1001708.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					<input type="radio"/>
22 212	焼津市														
22 213	掛川市														
22 214	藤枝市	藤枝市男女共同参画推進センター		426-8722	藤枝市岡出山1-11-1	054-643-3198	054-643-3327	https://www.city.fujiedashiukajp/soshiki/shiminkyodo/danjokyodo/gyomu/2/danjokyoudousankakusuisinsentar/index.html	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>	
22 215	御殿場市														
22 216	袋井市														
22 219	下田市														
22 220	裾野市														
22 221	湖西市														
22 222	伊豆市														
22 223	御前崎市														
22 224	菊川市														

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)							問6-3 施設 形態	問6-5 管理・運営主体					
			問6-1		問6-4 所在地等						問6-5 管理・運営主体					
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ		単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営
22	225	伊豆の国市														
22	226	牧之原市														
22	301	東伊豆町														
22	302	河津町														
22	304	南伊豆町														
22	305	松崎町														
22	306	西伊豆町														
22	325	函南町														
22	636	清水町														
22	342	長泉町														
22	344	小山町														
22	424	吉田町														
22	429	川根本町														
22	345	森町														

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

静岡県

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 名	問6-1 名 称	問6-2 設立年月日	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)														
				問16		問17	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額 (千円)	問6-8 主な事業								
				設置根拠 条例	設置根拠 2条例以外	自治体または施設 (両方を含む)と NWECとの 業務上の関わり	常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ない職員)	非常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ある職員)		1 連携・ 協働	2 広報啓發	3 講座	4 相談事業	5 実態把握	6 調査研究	7 国際交流	8 情報収集	9 苦情処理
		6	5			6			104,310	2	5	5	5	0	0	0	6	0
22 100	静岡市	静岡市女性会館	1992年6月17日	○			12	9		○	○	○			○			
22 130	浜松市	浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター	2013年11月1日	○	浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター条例、浜松市男女共同参画・文化芸術活動推進センター条例施行規則	○	3	18	54,289	○	○	○	○		○			
22 203	沼津市					○												
22 205	熱海市																	
22 206	三島市					○												
22 207	富士宮市	富士宮市男女共同参画センター	1999年4月1日	○		○	1	2	1,461	○	○	○			○	市主催事業への託児ボランティア派遣、男女共同参画センター利用団体との調整		
22 208	伊東市																	
22 209	島田市																	
22 210	富士市	富士市男女共同参画センター	2002年9月29日		富士市男女共同参画センター要綱		1	2	588	○	○	○	○		○			
22 211	磐田市	磐田市男女共同参画センター	2007年6月23日	○			5	0	20	○	○				○			
22 212	焼津市																	
22 213	掛川市																	
22 214	藤枝市	藤枝市男女共同参画推進センター	2002年4月1日	○			3	1	2,120	○				○				
22 215	御殿場市																	
22 216	袋井市																	
22 219	下田市																	
22 220	裾野市																	
22 221	湖西市																	
22 222	伊豆市																	
22 223	御前崎市																	
22 224	菊川市					○												
22 225	伊豆の国市																	
22 226	牧之原市																	
22 301	東伊豆町																	
22 302	河津町																	
22 304	南伊豆町																	
22 305	松崎町																	
22 306	西伊豆町																	
22 325	函南町																	
22 636	清水町																	
22 342	長泉町					○												
22 344	小山町																	
22 424	吉田町																	

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 名	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問16		問17		問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額 (千円)	問6-8 主な事業						
					設置根拠 条例	設置根拠 2条例以外	自治体または施設 (両方を含む)と NWECとの 業務上の関わり	常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ない職員)	非常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ある職員)	1 連携 ・ 協 働	2 広 報 啓 発	3 講 座	4 相 談 事 業	5 実 態 把 握	6 調 査 研 究	7 国 際 交 流	8 情 報 収 集	9 苦 情 処 理
22	429	川根本町																
22	345	森町																

調査表4-3

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

静岡県

都道府県コード	市区町村名	市区町村	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)														
			問7-1			市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態															
			16			26	2	7.7	42	4	9.5	12	0	0.0	11	0	0.0	4,769	117	2.5
22	100	静岡市				4	0	0.0	5	0	0.0							953	44	4.6
22	130	浜松市				1	0	0.0	3	0	0.0							737	6	0.8
22	203	沼津市				1	0	0.0	2	0	0.0							288	9	3.1
22	205	熱海市				1	0	0.0	2	0	0.0							81	2	2.5
22	206	三島市				1	0	0.0	2	0	0.0							145	11	7.6
22	207	富士宮市				1	0	0.0	2	0	0.0							126	1	0.8
22	208	伊東市	2020年10月28日	静岡県男女共同参画社会づくり宣言	1	1	1	100.0	0	0								151	4	2.6
22	209	島田市	2008年8月2日	島田市男女共同参画都市宣言	1	1	1	100.0	2	0	0.0							68	2	2.9
22	210	富士市	2009年9月9日	富士市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							387	18	4.7
22	211	磐田市				1	0	0.0	1	1	100.0							300	5	1.7
22	212	焼津市	2009年6月26日	男女共同参画社会づくり宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							35	0	0.0
22	213	掛川市	2012年7月1日	男女共同参画社会づくり宣言	1	1	0	0.0	2	1	50.0							281	0	0.0
22	214	藤枝市	2009年6月12日	男女共同参画社会づくり宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							52	1	1.9
22	215	御殿場市	2022年5月18日	御殿場市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	2	1	50.0							59	0	0.0
22	216	袋井市	2016年4月1日	男女共同参画社会づくり宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							175	1	0.6
22	219	下田市				1	0	0.0	1	0	0.0							41	0	0.0
22	220	裾野市				1	0	0.0	2	1	50.0							86	1	1.2
22	221	湖西市	2014年5月1日	静岡県男女共同参画社会づくり宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							41	2	4.9
22	222	伊豆市				1	0	0.0	2	0	0.0							128	1	0.8
22	223	御前崎市	2013年3月21日	静岡県男女共同参画社会づくり宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							33	0	0.0
22	224	菊川市	2015年1月17日	男女共同参画社会づくり宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							130	1	0.8
22	225	伊豆の国市	2017年2月8日	男女共同参画社会づくり宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							52	0	0.0
22	226	牧之原市				1	0	0.0	1	0	0.0							76	0	0.0
22	301	東伊豆町										1	0	0.0	1	0	0.0	9	0	0.0
22	302	河津町										1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
22	304	南伊豆町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0
22	305	松崎町										1	0	0.0	1	0	0.0	35	0	0.0
22	306	西伊豆町										1	0	0.0	1	0	0.0	4	0	0.0
22	325	函南町										1	0	0.0	0	0	0.0	34	1	2.9
22	636	清水町	2019年7月24日	静岡県男女共同参画社会づくり宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	16	1	6.3
22	342	長泉町										1	0	0.0	1	0	0.0	42	4	9.5
22	344	小山町	2018年1月1日	男女共同参画社会づくり宣言事業所	1							1	0	0.0	1	0	0.0	40	1	2.5
22	424	吉田町	2017年6月1日	静岡県男女共同参画社会づくり宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	4	0	0.0
22	429	川根本町										1	0	0.0	1	0	0.0	33	0	0.0
22	345	森町	2018年9月1日	男女共同参画社会づくり宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	70	1	1.4

<選択肢回答>
男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

静岡県

調査時点コード			1	2025年4月1日	2	その他
---------	--	--	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲						問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						問9-1		調査時点コード					
		問8-1			問8-2									(再掲)市町村防災会議(委員のみ)	(再掲)市町村防災会議(会長を含む)																		
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	問8目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他	問10地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他			
					1,556	1,367	21,942	6,562	29.9	1,170	1,046	16,638	5,041	30.3	197	125	1,225	228	18.6	1,050	112	10.7	1,085	113	10.4								
	小計									1,158	1,034	16,335	4,944	30.3	192	122	1,210	225	18.6														
22	100 静岡市	40.0	2030年3月		128	116	1,565	487	31.1	128	116	1,565	487	31.1	6	6	57	22	38.6	47	8	17.0	48	8	16.7	1		1		1			
22	130 浜松市			2030年3月までに40%~60%	62	57	2,184	789	36.1	62	57	2,184	789	36.1	6	4	62	14	22.6	33	3	9.1	34	3	8.8	2	2024年8月1日	2	2024年8月1日	1			
22	203 沼津市	35.0	2026年3月		122	102	1,320	395	29.9	47	44	720	226	31.4	6	5	39	7	17.9	45	6	13.3	46	6	13.0	1		1		1			
22	205 熱海市	35.0	2026年3月		56	40	596	137	23.0	34	25	385	79	20.5	6	2	29	4	13.8	27	1	3.7	28	1	3.6	1		1		1			
22	206 三島市	40.0	2026年3月		39	36	561	169	30.1	39	36	561	169	30.1	6	4	30	5	16.7	35	4	11.4	36	4	11.1	1		1		1			
22	207 富士宮市	30.0	2026年3月		75	70	1,066	327	30.7	29	28	495	134	27.1	6	4	35	9	25.7	43	6	14.0	44	6	13.6	1		1		1			
22	208 伊東市	30.0	2027年3月		25	20	362	82	22.7	25	20	364	81	22.3	6	2	38	6	15.8	46	8	17.4	47	8	17.0	1		1		1			
22	209 島田市	40.0	2029年3月		69	62	1,047	327	31.2	32	28	377	106	28.1	6	6	37	9	24.3	31	2	6.5	32	3	9.4	2	2024年12月1日	1		1			
22	210 富士市	40.0	2027年3月		117	110	1,528	576	37.7	117	110	1,528	576	37.7	6	5	36	7	19.4	39	6	15.4	40	6	15.0	1		1		1			
22	211 豊田市	35.0	2027年3月		79	67	1,203	355	29.5	36	33	422	115	27.3	6	3	36	5	13.9	24	3	12.5	25	3	12.0	2	2025年6月1日	2	2025年6月1日	1			
22	212 烧津市	40.0	2029年3月		57	54	810	244	30.1	31	28	397	125	31.5	5	4	33	6	18.2	31	1	3.2	32	1	3.1	1		1		1			
22	213 掛川市	50.0	2027年3月		41	41	544	211	38.8	40	40	484	194	40.1	5	4	28	9	32.1	32	11	34.4	33	11	33.3	1		1		1			
22	214 藤枝市	40.0	2027年3月		32	29	495	132	26.7	32	29	495	132	26.7	6	3	48	6	12.5	47	3	6.4	48	3	6.3	1		1		1			
22	215 御殿場市	40.0	2027年3月		74	63	1,154	278	24.1	44	38	543	152	28.0	6	4	49	5	10.2	33	3	9.1	34	3	8.8	1		1		1			
22	216 袋井市	40.0	2026年3月		74	73	841	330	39.2	30	30	332	150	45.2	5	4	42	7	16.7	21	4	19.0	22	4	18.2	1		1		1			
22	219 下田市	35.0	2026年3月		36	30	454	103	22.7	35	29	449	102	22.7	5	2	28	4	14.3	35	2	5.7	36	2	5.6	1		1		1			
22	220 榛野市	30.0	2033年3月		63	52	867	230	26.5	32	29	401	96	23.9	5	3	35	8	22.9	29	2	6.9	30	2	6.7	1		1		1			
22	221 湖西市	40.0	2026年3月		67	59	720	231	32.1	23	20	210	63	30.0	6	5	30	7	23.3	21	2	9.5	22	2	9.1	1		1		1			

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				問9-1				調査時点コード										
		問8-1			問8-2				(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)		(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)		(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)																		
		目標 値 (%)	目標 達成 期限	目標 値	審 議 会 等 数	うち 女性 委員 数	うち 女性 委員 数		審 議 会 等 数	うち 女性 委員 数	総 委 員 数	うち 女性 委員 数	性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち 女性 委員 数	総 委 員 数	うち 女性 委員 数	性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女性 委員 数	性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女性 委員 数	性 比 率 (%)							
22 222	伊豆市	100.0	2026年3月	2026年3月末までに女性委員のいる審議会を100%にする。	28	23	368	86	23.4	すべて	27	22	363	85	23.4	5	2	28	3	10.7	27	2	7.4	28	2	7.1	1	1	1	1	1
22 223	御前崎市	30.0	2026年3月	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	15	15	167	42	25.1	地方自治法第202条の3に基づく審議会等に加え、菊川市の規則・要綱等により設置された委員会、協議会等を含む	15	15	167	42	25.1	6	4	27	8	29.6	29	2	6.9	30	2	6.7	1	1	1	1	1
22 224	菊川市	33.0	2027年3月	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	72	63	1,286	377	29.3	地方自治法第202条の3に基づく審議会等に加え、菊川市の規則・要綱等により設置された委員会、協議会等を含む	23	19	297	78	26.3	6	4	50	7	14.0	28	1	3.6	29	1	3.4	1	1	1	1	1
22 225	伊豆の国市	40.0	2027年3月	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	28	27	347	104	30.0	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	27	26	342	103	30.1	5	3	38	4	10.5	30	2	6.7	31	2	6.5	1	1	1	1	1
22 226	牧之原市	30.0	2029年3月	静岡県調査による(令和6年度)	22	17	313	75	24.0	22 301 東伊豆町	12	11	204	55	27.0	5	1	29	2	6.9	29	5	17.2	30	5	16.7	1	1	1	1	1
22 302	河津町			0 0 0 0	0	0	0	0	0	22 302 河津町	14	10	164	22	13.4	5	4	25	5	20.0	19	1	5.3	20	1	5.0	1	1	1	1	1
22 304	南伊豆町			0 0 0 0	0	0	0	0	0	22 304 南伊豆町	10	8	114	19	16.7	5	3	24	3	12.5	24	2	8.3	25	2	8.0	1	1	1	1	1
22 305	松崎町	25.0	2028年3月	地方自治法第202条の3に基づく審議会及び町条例、設置要綱等に定められた委員会等	23	19	290	63	21.7	24 305 松崎町	24	19	290	63	21.7	5	1	26	2	7.7	17	0	0.0	18	0	0.0	1	1	1	1	1
22 306	西伊豆町			0 0 0 0	0	0	0	0	0	22 306 西伊豆町	8	8	116	34	29.3	5	3	24	3	12.5	19	2	10.5	20	2	10.0	1	2	2025年7月1日	2	2025年7月1日
22 325	函南町	40.0	2027年3月	町が設置する各種審議会、委員会その他の団体	31	25	334	105	31.4	22 325 函南町	26	22	302	98	32.5	5	3	32	7	21.9	20	1	5.0	21	1	4.8	1	1	1	1	1
22 336	清水町			0 0 0 0	0	0	0	0	0	22 336 清水町	33	27	496	196	39.5	6	3	32	8	25.0	24	4	16.7	25	4	16.0	1	1	1	1	1
22 342	長泉町	40.0	2033年3月	法律または条例により設置されている付属機関、並びに法律により設置されている委員会及び委員	25	25	282	87	30.9	22 342 長泉町	25	25	282	87	30.9	5	3	23	4	17.4	24	1	4.2	25	1	4.0	1	1	1	1	1
22 344	小山町	30.0	2027年3月	町が設置する審議会・委員会等	9	9	140	26	18.6	22 344 小山町	8	8	131	22	16.0	5	4	32	5	15.6	30	4	13.3	31	4	12.9	1	1	1	1	1
22 424	吉田町	23.0	2028年3月	法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担当する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関。	25	23	286	68	23.8	22 424 吉田町	25	23	286	68	23.8	5	3	31	4	12.9	35	7	20.0	36	7	19.4	1	1	1	1	1
22 429	川根本町	30.0	2028年3月	法律または条例により設置されている付属機関、並びに法律により設置されている委員会及び委員	57	37	787	119	15.1	22 429 川根本町	31	20	420	82	19.5	5	2	32	4	12.5	22	0	0.0	23	0	0.0	1	1	1	1	1
22 345	森町	50.0	2026年3月	地方自治法第202条の3に基づく審議会及び条例、設置要綱等に定められた委員会等	5	3	25	7	28.0	22 345 森町	12	11	135	36	26.7	5	4	31	8	25.8	20	2	10.0	21	2	9.5	1	1	1	1	1

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

静岡県

都道府県コード	市町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲			問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女を性含む委員数	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)	
	吉田町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	川根本町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0							
	森町								1	1	30	12	40.0	0	0	0	0	0.0							

調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

静岡県

調査時点コード 1 2025年4月1日 2 その他

都道府県コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況																		問11-2 職務上の地位別職員在職状況										問11-2			問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況					問11-5									
		うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職			うち一般行政職			うち管理職数		うち管理職数		うち管理職数											
		管理職総数	うち管理職数	女性比率	うち管理職総数	うち女性職員数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	その他	防災・危機員管理	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	その他					
22 100	静岡市	2408	403	16.7	1,762	239	13.6	466	52	11.2	354	32	9.0	170	18	10.6	129	12	9.3	1,772	333	18.8	1,279	195	15.2	2,971	801	27.0	1,864	404	21.7	4,541	1,736	38.2	2,721	790	29.0			343	44	12.8	76	0	0		
22 130	浜松市	279	33	11.8	202	24	11.9	58	5	8.6	45	4	8.9	48	3	6.3	38	2	5.3	173	25	14.5	119	18	15.1	229	33	14.4	159	17	10.7	349	67	19.2	264	52	19.7	1		36	4	11.1	6	0	0	1	
22 203	沼津市	277	38	13.7	203	20	9.9	46	5	10.9	40	4	10.0	70	5	7.1	48	3	6.3	161	28	17.4	115	13	11.3	618	104	16.8	365	44	12.1	878	295	33.6	528	131	24.8	1		23	4	17.4	5	0	0	1	
22 205	熱海市	99	15	15.2	89	11	12.4	18	1	5.6	17	1	5.9	3	0	0	3	0	0	78	14	17.9	69	10	14.5	155	37	23.9	116	30	25.9	318	118	37.1	250	77	30.8	1		16	2	12.5	2	0	0	1	
22 206	三島市	79	18	22.8	65	14	21.5	17	4	23.5	14	3	21.4	0	0	0	0	0	0	62	14	22.6	51	11	21.6	70	30	42.9	49	14	28.6	98	37	37.8	63	19	30.2	1		7	1	14.3	1	0	0	1	
22 207	富士宮市	108	18	16.7	78	15	19.2	17	1	5.9	14	1	7.1	3	1	33.3	3	1	33.3	88	16	18.2	61	13	21.3	182	79	43.4	84	34	40.5	191	94	49.2	74	28	37.8	1		7	1	14.3	2	0	0	1	
22 208	伊東市	42	5	11.9	37	4	10.8	11	1	9.1	10	1	10.0	4	1	25.0	3	1	33.3	27	3	11.1	24	2	8.3	120	47	39.2	82	24	29.3	77	31	40.3	59	22	37.3	1		9	1	11.1	2	0	0	1	
22 209	島田市	72	11	15.3	58	7	12.1	13	2	15.4	11	1	9.1	0	0	0	0	0	0	59	9	15.3	47	6	12.8	52	16	30.8	40	10	25.0	39	34.2	82	26	31.7	1		10	1	10.0	2	0	0	1		
22 210	富士市	150	22	14.7	80	8	10.0	15	2	13.3	12	2	16.7	0	0	0	0	0	0	135	20	14.8	68	6	8.8	343	69	20.1	165	27	16.4	343	149	43.4	166	36	21.7	1		14	3	21.4	2	0	0	1	
22 211	磐田市	92	16	17.4	60	11	18.3	23	5	21.7	11	2	18.2	6	1	16.7	5	1	20.0	63	10	15.9	44	8	18.2	128	37	28.9	41	8	19.5	211	52	24.6	113	24	21.2	1		12	2	16.7	4	0	0	1	
22 212	焼津市	155	32	20.6	76	10	13.2	27	4	14.8	16	1	6.3	13	5	38.5	9	2	22.2	115	23	20.0	51	7	13.7	92	23	25.0	65	14	21.5	282	138	48.9	123	30	24.4	1		17	2	11.8	4	0	0	1	
22 213	掛川市	66	10	15.2	51	7	13.7	19	1	5.3	17	1	5.9	1	0	0	0	0	0	46	9	19.6	34	6	17.6	59	17	28.8	40	13	32.5	177	49	27.7	103	30	29.1	1		14	2	14.3	2	0	0	1	
22 214	藤枝市	154	30	19.5	86	15	17.4	47	6	12.8	18	2	11.1	0	0	0	0	0	0	107	24	22.4	68	13	19.1	125	34	27.2	103	30	29.1	194	90	46.4	91	35	38.5	1		12	2	16.7	3	0	0	1	
22 215	御殿場市	83	15	18.1	80	12	15.0	21	2	9.5	21	2	9.5	4	0	0	0	0	0	58	13	22.4	55	10	18.2	67	30	44.8	56	20	35.7	53	26	49.1	41	17	41.5	1		5	0	0.0	3	0	0.0	1	
22 216	袋井市	67	15	22.4	67	15	22.4	16	0	0.0	16	0	0	0	0	0	0	0	51	15	29.4	51	15	29.4	63	17	27.0	63	17	27.0	103	44	42.7	101	44	43.6	1		12	1	8.3	4	0	0	1		
22 219	下田市	19	3	15.8	16	3	18.8	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	3	15.8	16	3	18.8	15	1	6.7	14	1	7.1	29	7	24.1	26	6	23.1	1										

調査表4-5

市区町村別集計項目(地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

静岡県

調査時点	議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県 コ ロ ド 市 区 市 区 町 村 村 町 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議会名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																	
			問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1を選択した場合、取扱する場合、出産に係る期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1を選択した場合、取扱する場合、出産に係る期間は、次のうちどれか。	問12-4 問12-3で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がない、解釈又は運用上認めない。 4.個別の各事由を明記した規定がない、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)											
21	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例				配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他					
10			5							34	34	34	34	33	17					
0			29							0	0	1	1	2	7					
4			1							0	0	0	0	0	0					
21			1							1	1	0	0	0	0					
22 100	静岡市	1	静岡市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を發揮しやすい職場環境の整備を図るために、職員が改姓(婚姻その他の事由により、戸籍上の氏を改めることをい。以下同じ。)をした後も引き続き改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を職務上使用することについて必要な事項を定めるものとする。	静岡市議会	1	3	1	静岡市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、自己又は配偶者の出産、育児、看護、介護その他のやむを得ない事由のため欠席するとき(次項の規定により欠席届を提出している場合を除く。)は、その理由を付け、当日の開議時刻まで議長に届け出なければならない。 2 議員が自己の出産により一定期間欠席するときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	2	
22 130	浜松市	1	浜松市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職務の円滑な遂行に資するため、浜松市職員が改姓(婚姻その他の事由により、戸籍上の姓を改めることをい。以下同じ。)をした後も引き続き改姓前の姓(以下「旧姓」という。)を職務上使用することについて必要な事項を定める。	浜松市議会	1	3	1	浜松市議会会議規則 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第61条2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1		
22 203	沼津市	1	沼津市職員の旧姓使用取扱要領 第3条 市長は、前条第2項の規定による申請があった場合において、旧姓の使用が法律、条例等に抵触するおそれがない範囲内において事務組織内部で行われ、職務執行上支障がないと認めるとときは、同様第1項の承認をするものとする。	沼津市議会	1	2	1	沼津市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1		
22 205	熱海市	1	熱海市職員旧姓使用取扱要領 (趣旨) 第1条 この要領は、職員が互いに個性を尊重し、能力を發揮しやすい職場環境の整備を図るために、職員が改姓(婚姻その他の事由により、戸籍上の氏を改めることをい。)をした後も引き続き改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を職務上使用することについて必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の範囲) 第2条 旧姓を使用することができる文書等の基準及びその例は別表第1に、旧姓を使用することができる文書等の基準及びその例は別表第2に定めるところによる。 (旧姓使用の申請) 第3条 職員は、旧姓を使用するときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)を本籍の変更を証する書類を添付した上で所属長を経て市長に提出しなければならない。 (承認の通知) 第4条 市長は、旧姓の使用を承認したときは、所属長を経て当該職員に通知するものとする。 (旧姓使用の取消) 第5条 市長は、旧姓の使用を承認した後において、当該旧姓使用が、職務遂行上又は事務処理上支障があると認めるとときは、当該旧姓使用者に係る旧姓使用の承認を取り消すことができる。 2 市長は、前項の規定により旧姓使用の承認を取り消したときは、その旨を当該職員に通知するものとする。 (旧姓使用の中止等) 第6条 旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第2号)により、所属長を経て市長に提出しなければならない。 2 前項の規定により旧姓使用の中止を届け出た職員は、特段の事情無く再び旧姓の使用を申請することができない。 (貢務) 第7条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たり、常に市民、職員等に説明や混乱を生じさせないよう努めなければならない。また、当該職員は、人事異動に当たり、事務上の混乱が生じないように新たな所属長に対して、旧姓を使用することを申し出なければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓使用に際して適正な運用が図られるよう努めなければならない。 (職員派遣の際の取扱い) 第8条 国、他の地方公共団体等へ派遣された職員については、派遣先団体の取扱いによるものとする。 (その他) 第9条 この要領に定めるもののほか、旧姓の使用について必要な事項は、別に定める。 附 則 この要領は、決裁の日から施行する。	熱海市議会	1	2	1	熱海市議会会議規則 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1					熱海市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 第3条 議員が自己都合、疾病その他の事由により、市議会の会議等を長期間欠席したときの議員報酬は、議員報酬各例の規定により支給されるべき議員報酬から、市議会の会議等を欠席した日から市議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「欠席期間」という。)に応じて、当該議員報酬に次の表に定める割合(以下「減額割合」という。)を乗じて得た額を減じた額とする。 欠席期間 減額割合 90日を超える180日以下であるとき 100分の30 180日を超える365日以下であるとき 100分の50 365日を超えるとき 100分の100 2 前項の規定は、欠席期間が90日を経過する月の翌月(その日の初日であるときは、その日の属する月から、市議会の会議等に出席した日の属する月(その日の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで適用する。	1	1	1	1	1	
22 206	三島市	2		三島市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻まで議長に届け出なければならない。 2 議員が、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	三島市議会	1	3	1					1	1	1	1	1			

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																		
都 市	市	市	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 間12-1で1を選択した場合、取得得る事が可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 間12-1で1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 間12-3で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 間12-1で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 間12-5で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がない、解釈又は運用上認めっていない。 4.個別の各事由を明記した規定がない、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)							
道 府	市 区	市 区	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と等しい。 3. 分労基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他		
都	ド ド	ド ド	富士宮市職員旧姓使用取扱要領において規定している 富士宮市職員旧姓使用取扱要領 (趣旨) 第1条 この要領は、職員が互いに個性を尊重し、能力を發揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が妊娠等により氏を改めたり後も改める前の氏(以下「旧姓」という。)を使用する場合の手続等に關し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の承認の申請) 第2条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、任命権者の承認を受けなければならない。 2 前項の承認を受けるときは、旧姓使用承認申請書(第1号様式)を任命権者に提出しなければならない。 3 前項の旧姓使用承認申請書は、富士宮市職員服務規則(昭和47年富士宮市規則第15号)第4条の身分事項変更(追加)届に添えて提出するものとする。ただし、人事課長が必要と認めた場合は、この限りでない。 (承認) 第3条 任命権者は、前条の申請があった場合において、旧姓の使用が法令等に抵触するおそれがない範囲内において、専ら組織内部で行われ、職務遂行上支障がないと認めるときは、当該申請のあった旧姓の使用について承認するものとする。 2 任命権者は、前項の規定により旧姓の使用を承認したときは、当該承認を受けた者(以下「旧姓使用者」という。)に旧姓使用承認通知書(第2号様式)を交付するとともに、旧姓使用者台帳(第3号様式に登載するものとする。 (承認の取消し) 第4条 任命権者は、職務遂行上支障があると認めるときは、旧姓使用者の旧姓の使用の承認を取り消すことができる。 (旧姓使用の中止の届出) 第5条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(第4号様式)を任命権者に提出しなければならない。 2 任命権者は、前項の旧姓使用中止届の提出があったときは、旧姓使用者台帳にその旨を記載するものとする。 (旧姓使用の範囲) 第6条 旧姓使用者が旧姓を使用することができる文書等の基準及びその例にあっては別表第1に、旧姓を使用することができない文書等の基準及びその例にあっては別表第2に掲げるとおりとする。 (旧姓使用者の責務) 第7条 旧姓使用者は、旧姓の使用に当たっては、常に市民及び職員に混乱が生じないよう努めなければならない。 (書類の提出) 第8条 この要領に基づき任命権者に提出すべき書類は、所属長を経由して人事課長に提出するものとする。 (人事異動) 第9条 人事異動により旧姓使用者の任命権者が異なることになったときは、当該旧姓使用者から異動先の任命権者に対する第2条第1項の旧姓使用承認請求書の提出及び当該旧姓使用者に対する第3条第5項の旧姓使用承認通知書の交付があったものとみなし、引き続き旧姓を使用することができるものとする。 (その他) 第10条 この要領に定めるもののほか、旧姓使用の取扱いに關し必要な事項は、任命権者が別に定める。 附則 この要領は、総務部長決裁の日から施行する。 別表第1(第6条関係) 旧姓を使用することができる文書等の基準及び例 基準 主な文書等の例 氏名が記載されているのみで、対外的に効果を生じないもの 職員録、名札、事務分掌表、座席表、名刺等組織内部で使用される文書等で、容易に職員の同一性が確認できるもの 起業文書、財務会計に係る文書、内示書、事務引継書等職員の権利及び義務に関する文書等のうち、容易に職員の同一性が確認できるもの 出勤表、休憩表、時間外(休日)勤務命令書、週休日の振替等命令書、育児休業承認請求書、部分休業承認請求書、職務専念義務免除承認願、営利企業等従事許可願、兼業(廃止)届出書、通勤届、住居届、扶養義務届等 その他 法令等に基づかない文書等で、公務遂行上旧姓を使用しても支障がないと所属長が認めるもの 別表第2(第6条関係) 旧姓を使用することができない文書等の基準及び例 基準 主な文書等の例 公権力の行使に關わるもの 立入検査、徵税等の行政処分に関する文書、その他職員の身分に基づいて行う行政行為に關する文書等職員の権利及び義務に関する文書等のうち、他の機関に与える影響が大きいもの 年末調整関係書類、共済組合関係書類、公務災害関係書類、厚生年金関係書類、雇用保険関係書類等身分関係に係る文書等で法令等に基づくもの 宣誓書、身分証明書、辞令書、分限、憲戒等の処分に関する文書、処分説明書、退職願等 その他 旧姓を使用することにより、法令等の規定に抵触するおそれがあると所属長が認めるもの	富士宮市議会	1	3	1	富士宮市議会会議規則 会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第88条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
22	207	富士宮市	1															

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査															
都 市	市	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1 間12-2 間12-3 間12-4	問12-1で1を選択した場合、得する場合が可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3で1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-5 間12-6	問12-5で1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-7	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。	個別の各事由を明記した規定がある。	個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。	個別の各事由を明記した規定がない、解釈又は運用上認めっていない。	個別の各事由を明記した規定がない、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	
道 府	区	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定よりも短い。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と等しい。 3. 分娩基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他
県	村	伊東市議会	1 3 1	伊東市議会会議規則	第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	伊東市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例	第3条 議員が疾病その他の事由により、市議会の会議等を長期間欠席したときの議員報酬は、議員報酬条例の規定により支給されるべき議員報酬から、市議会の会議等を欠席した日から市議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「欠席期間」という。)に応じて、当該議員報酬に次の表に定める割合(以下「減額割合」という。)を乗じて得た額を減じた額とする。 欠席期間 減額割合 90日を超える180日以下であるとき 100分の30 180日を超える365日以下であるとき 100分の50 365日を超えるとき 100分の100	1 1 1 1 1 1	※ただし、第5条の適用除外により、議員の出産による欠席の場合は、会議規則に定められた範囲内であり、市議会の会議等に出席しないことについて議長に届出がなされている場合に限り、減額されない。					
コ	コ	島田市議会	1 3 1	島田市議会会議規則	第2条第2項 議員は、出産のため欠席するときは、出産予定期の8週間(多胎妊娠にあっては、14週間)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出なければならない。	2			1 1 1 1 1 1						
ド	ド	富士市議会	1 3 1	富士市議会会議規則	第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	3	長期欠席による減額規定はあるが、出産に関するものは対象外としている		1 1 1 1 1 2						
		磐田市議会	1 2 1	磐田市議会会議規則	第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 1						
		焼津市議会	1 3 1	焼津市議会会議規則	第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期の8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 1						
		掛川市議会	1 2 1	掛川市議会会議規則	第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出なければならない。	1	掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 (議員報酬の減額) 第6条 議員が疾病その他の事由により、市議会の定例会及び臨時会の会議並びにその他協議等の場(以下「市議会の会議等」という。)を長期欠席したときの議員報酬は、第2条の規定により支給されるべき議員報酬から、市議会の会議等を欠席した日から市議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「欠席期間」という。)に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。 (1) 90日を超える180日以下であるとき 100分の50 (2) 180日を超える365日以下であるとき 100分の75 (3) 365日を超えるとき 100分の100	1 1 1 1 1 2	※前項の規定は、欠席期間が90日を経過する日の属する月(その日の初日であるときは、その日の属する月)から適用する。 3 第1項の規定により議員報酬の減額を受けている議員が、市議会の会議等に出席したときは、当該市議会の会議等に出席した日の属する月(その日の初日であるときは、その日の属する月)から議員報酬の減額を解除する。 (期末手当の減額) 第7条 6月1日及び12月1日(以下これら日の日を「基準日」という。)のそれぞれ前6月以内の期間において、前条の規定により議員報酬の支給を減額された月があるときの期末手当は、第5条の規定により支給されるべき期末手当から、当該期末手当に議員報酬の減額割合を乗じて得た額を減じた額とする。 2 前項の規定により期末手当を減額支給する場合で基準日のそれぞれ前6月以内の期間において、議員報酬の減額割合が異なるときは、高い方の減額割合を適用する。 (適用除外) 第8条 次に掲げる事由により市議会の会議等を長期欠席したときは、前2条の規定は適用しない。 (1) 公務上の災害等 (2) 女性議員の出産 (3) その他議長が前2号に準ると認める場合						
		藤枝市議会	1 2 1	藤枝市議会会議規則	第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 2						

都道府県		市町村			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																	
都道府	県	市	町		議 会 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得する場合、出産に係る産前産後期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つにつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他				
都道府	県	市	町	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例											
都道府	県	市	町	名	22 215 御殿場市	2	御殿場市議会	1	2	1	御殿場市議会会議規則 第2条【略】2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにしてあらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
都道府	県	市	町	名	22 216 袋井市	2	袋井市議会	1	4	2		2				1	1	1	1	1		
都道府	県	市	町	名	22 219 下田市	1	下田市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた職員が、引き続き婚姻等により改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職務上使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。	下田市議会	1	2	1	下田市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多児妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
都道府	県	市	町	名	22 220 裕野市	2	裕野市議会	1	2	1	裕野市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
都道府	県	市	町	名	22 221 湖西市	1	湖西市職員旧姓使用取扱要領 第3条 市長は、前条第2項の規定による申請があつた場合において、旧姓の使用が公務の運営に使用がないと認めるときは、当該申請に係る旧姓の使用を承認するものとする。	湖西市議会	1	2	1	湖西市議会会議規則 第2条【略】2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	2
都道府	県	市	町	名	22 222 伊豆市	1	伊豆市職員旧姓使用取扱要領 第2条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、市長の承認を受ければならない。 2 前項の承認を受けようとする職員は、旧姓使用承認申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。 3 前項の旧姓使用承認申請書は、伊豆市職員服務規程(平成16年伊豆市訓令第10号)第4条の履歴事項変更欄に添えて提出するものとする。ただし、総務課長が必要と認めた場合は、この限りでない。	伊豆市議会	1	2	1	伊豆市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第1条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
都道府	県	市	町	名	22 223 御前崎市	1	御前崎市職員旧姓使用取扱規程 第1条 この訓令は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職務上において使用する場合の手続等に關し、必要な事項を定めるものとする。	御前崎市議会	1	2	1	御前崎市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
都道府	県	市	町	名	22 224 菊川市	2	菊川市議会	1	2	1	菊川市議会会議規則第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	
都道府	県	市	町	名	22 225 伊豆の国市	1	伊豆の国市職員旧姓使用取扱要領 第1条 この要領は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、戸籍上の氏を改めた後も引き続き婚姻等による改姓前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することについて必要な事項を定めるものとする。	伊豆の国市議会	1	2	1	伊豆の国市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条【略】2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
都道府	県	市	町	名	22 226 牧之原市	2	牧之原市議会	1	2	1	牧之原市議会会議規則 (第2条第2項) 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	2	
都道府	県	市	町	名	22 301 東伊豆町	2	東伊豆町議会	1	2	1	東伊豆町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1	

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																																	
都 市	市	市 道 府 道 府 府	区	区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を 欠席事由として 明記した規定 (産休を含む) があるか。	問12-2 問12-1で 1.を選択した 場合、得する ことが可能な休 業期間は、次の うちどれか。	問12-3 問12-1で 1.を選択した 場合、出産に係 る産前産後期 間の明記はあ るか。	問12-4 問12-3で 1.を選択した場合 1.を選択した 場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で 1.を選択した場合、 休暇期間の報酬について減額の規 定はあるか。	問12-6 問12-5で 1.を選択した場合、 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、 以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がない、解釈又は運用上認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がない、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)																					
都 市	市	市 道 府 道 府 府	区	区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	1. 明記した規 定があり、認め ている。 2. 明記した規 定はないが、運 用上認めてい る。 3. 明記した規 定がない、運 用上も認めてい ない。 4. 明記した規 定がない。 5. 明記した規 定がなく、運 用上も認めてい ない。	1. 明記した規 定がある。 2. 明記した規 定はないが、運 用上認めてい る。 3. 分娩基準法 65条の産前産 後期間と等 しい。 4. 明記した規 定がなく、過去 に事例がない。	1. 労働基準法 65条の産前産 後期間よりも短 い。 2. 労働基準法 65条の産前産 後期間と等 しい。 3. 分娩基準法 65条の産前産 後期間よりも長 い。 4. 明記した規 定がなく、過去 に事例がない。	1. 産前産後期 間を明記した規 定がある。 2. 産前産後期 間を明記した規 定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他															
					河津町職員旧姓使用取扱要綱	河津町議会	1	2	1	河津町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (第2条第2項)	2																						
22 302	河津町	1			河津町職員旧姓使用取扱要綱 (欠席の届出) 第2条 職員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (第2条第2項)	河津町議会	1	2	1	河津町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 職員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2																						
22 304	南伊豆町	4			南伊豆町職員旧姓使用取扱要綱 (欠席の届出) 第2条 職員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	南伊豆町議会	1	2	1	南伊豆町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 職員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2																						
22 305	松崎町	2			松崎町職員旧姓使用取扱要綱 (欠席の届出) 第2条 職員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	松崎町議会	1	2	1	松崎町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 職員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2																						
22 306	西伊豆町	4			西伊豆町職員旧姓使用取扱要綱 (欠席の届出) 第2条 職員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	西伊豆町議会	1	4	2	西伊豆町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 職員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				西伊豆町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 職員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2																	
22 325	函南町	4			函南町職員旧姓使用取扱要綱 (欠席の届出) 第2条 職員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	函南町議会	1	2	1	函南町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 職員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1				函南町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 職員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1																	
22 341	清水町	1			清水町職員旧姓使用取扱要綱 (欠席の届出) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、町長に届け出なければならない。	清水町議会	1	2	1	清水町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 職員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1				清水町議員報酬等の特例に関する条例 第3条 議員が疾病その他の理由により、町議会の会議等を長期間欠席したときの議員報酬は、議員報酬条例の規定により支給されるべき議員報酬から、欠席日(様式第1号)を提出した日から復帰日(第2号)を提出したまでの期間(以下「欠席期間」という。)に応じて、当該議員の議員報酬に次の表に定める割合(以下「減額割合」という。)を乗じて得た額を減じた額とする。 【欠席期間・減額割合】 90日を超えるとき/100分の20 180日を超えるとき/100分の30 365日を超えるとき/100分の50 2. 前項の規定において、月の途中で減額割合が生じた場合の報酬の額は、その月の現日数を基礎として、日割によって計算する。 3. 第1項の規定により議員報酬の減額を受けている議員が、復帰した月の報酬は、日割りによって計算する。	1																	
22 342	長泉町	1			長泉町職員旧姓使用取扱要綱 (承認) 第2条 (旧姓使用の承認の申請) 第3条 (承認) 第6条 (旧姓使用の範囲)	長泉町議会	1	2	1	長泉町議会会議規則 (承認) 第2条 職員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2																						
22 344	小山町	2			小山町職員旧姓使用取扱要綱 (承認) 第2条 第2項 出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内	小山町議会	1	2	1	小山町議会会議規則 (承認) 第2条 第2項 出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内	2																						

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																
都道府県	市区町村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1 間12-2 間12-3 間12-4	問12-1で1を選択した場合、得する場合、出産に係る産前産後期間は、次のうちどれか。	問12-3で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 間12-6	問12-5で1を選択した場合、休暇期間の報酬について該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。						
ココドド	名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と等しい。 3. 分離基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 明記した規定の期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他	
22424	吉田町	1	吉田町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、吉田町職員(臨時職員及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。)が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等によって改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	吉田町議会	1	2	1	吉田町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
22429	川根本町	1	川根本町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、川根本町職員が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	川根本町議会	1	2	1	川根本町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
22461	森町	1	森町職員旧姓使用取扱規程 第1条 この訓令は、森町職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き前の氏(以下「旧姓」という。)を職務上使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	森町議会	1	2	1	森町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	2	2

調査表4-5 市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

静岡県

都 市 市 市 区 区 区	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			研修の実施状況	
道 府 県 市 村 町 コ 村 村 ド 名	問12-8 議場に設置されることが多い施設が議会に設置または提供されているか。 1. 人員及び場所の設置または提供されている。(臨時のものも含む) 2. 男女共同参画等が必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	問12-9 議場に設置されることが多い施設が議会に設置または提供されているか。 1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授業所等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	問12-10 議場に設置されることが多い施設が議会に設置または提供されているか。 1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 4. なし	問12-11 議場に設置されることが多い施設が議会に設置または提供されているか。 1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 4. なし	問12-12 議場に設置されることが多い施設が議会に設置または提供されているか。 1. 行っている。 2. 行っていない。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。 4. なし	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当議会に於ける男女共同参画に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。	問12-15 男女共同参画に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。	問12-16 議会において、通常文(本文)を記入していますか。	問12-17 議会において、通常文(本文)を記入していますか。	問12-18 政治分野の男女共同参画の役割を担うるるに実施しているかが記入されていますか。	問13 問13-1 議会において、通常文(本文)を記入していますか。	問13-1 議会において、通常文(本文)を記入していますか。	問14 本節員認致 ※本節長を含む (人)	うち女性 (人)	女性比率 (%)	内閣府に対する男女共同参画の視点からの防災・復興をテーマにした研修の実施状況	
22 223 御前崎市	4	4	1	1										御前崎市地域防災計画 共通対策(災害予防計画) 第19節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備 市及び県は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応の視点から内閣府の視点における連携調整を行なうよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。	12	1	8.3	
22 224 菊川市	4	4	3											菊川市地域防災計画 (本稿)46) 市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について、防災担当課と男女共同参画担当課が役割について、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。	614	139	22.6	
22 225 伊豆の国市	4	4	2											伊豆の国市地域防災計画 市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について、防災担当課と男女共同参画担当課が役割について、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。	10	1	10.0	
22 226 牧之原市	4	4	2											牧之原市地域防災計画 第2章18節男女共同参画の視点からの災害対応体制整備	15	1	6.7	
22 301 東伊豆町	4	4	2												20	2	10.0	
22 302 河津町	4	4	3												16	3	18.8	○
22 304 南伊豆町	4	4	3												140	28	20.0	
22 305 松崎町	4	4	3											松崎町地域防災計画 共通対策 第23節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備 町は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について、男女共同参画担当部局及び男女共同参画担当課が役割について、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。	12	0	0.0	
22 306 西伊豆町	4	4	3												38	3	7.9	
22 325 函南町	4	4	3											函南町地域防災計画 町は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について、男女共同参画担当部局及び男女共同参画担当課が役割について、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。	26	7	26.9	
22 341 清水町	4	4	3												22	1	4.5	
22 342 長泉町	4	4	2											長泉町地域防災計画 第2章 災害予防計画 第19節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備	21	2	9.5	
22 344 小山町	4	2	3												170	54	31.8	
22 424 吉田町	4	2	3												27	6	22.2	
22 429 川根本町	4	4	2												143	48	33.6	
22 461 森町	4	4	3												57	16	28.1	